

# 中小企業省力化投資補助事業（一般型）

2025/02/06更新

分類	NO.	質問内容	回答
制度概要	1	省力化投資補助事業の目的について教えてください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品や設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、真上げにつながることを目的としております。
	2	カタログ型と一般型の違いは何ですか。	カタログ型では人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにしております。一般型では、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資に対応できます。
	3	カタログに掲載されている製品を一般型でも申請できますか。	カタログに掲載されている製品については原則カタログ注文型で申請を行ってください。ただし、製品カタログに掲載されている製品をそのまま導入するのではなく、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、省力化に資する汎用設備を複数組み合わせることにより高い省力化効果や付加価値を生み出す場合には、本事業の対象となり、審査の際にも考慮されます。
	4	オーダーメイド設備とは何ですか。	ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sier）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。
	5	「汎用設備」の定義を教えてください。	事業者毎に開発等を前提としない設備となります。
	6	jGrantsとは何ですか。	デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。
	7	オーダーメイド設備の定義について教えてください。	中小企業省力化投資補助事業（一般型）における、オーダーメイド設備とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sier）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことを指す。なお、汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、汎用設備を組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるものとみなします。
	8	システムインテグレータ（Sier）とは何ですか。	ロボットをはじめ、様々な周辺装置を組み合わせるシステムを構築する専門家になります。Sierは各企業ごとに得意分野や得意業務等が異なりますので、選定する際には、日本ロボットインテグレーター協会「ロボット活用ナビ ロボットシステムインテグレーター検索」( <a href="https://www.robonavi.com/sier_search/index.php">https://www.robonavi.com/sier_search/index.php</a> )や「会員企業ハンドブック」( <a href="https://www.farobotsier.com/doc/handbook/Handbook2025101.pdf">https://www.farobotsier.com/doc/handbook/Handbook2025101.pdf</a> )をご活用いただき、ご自身の事業計画に合ったSierを選定してください。
	9	知的財産とは何ですか。	知的財産基本法第2条第1項において、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は発明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうこととされており。また、同法第2条第2項において、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利とされており。詳細は特許庁HPをご確認ください。 <a href="https://www.jpo.go.jp/system/basic/index.html">https://www.jpo.go.jp/system/basic/index.html</a>
	10	「事業計画期間（3～5年）」とありますが、任意で決められますか。	任意で決められます。3 or 4 or 5年の事業計画を立ててください。
応募・交付申請	1	2-4基本要件において、「以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定することします。」と記載されているにもかかわらず、労働生産性の項目で、「本事業において交付申請を行う中小企業等は、補助事業終了後5年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる事業計画を策定」とありますが、事業計画期間が5年以外の場合も5年分の計画を策定する必要がありますか。	補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限を上回る場合、全額補助していただくことはできません。
	2	補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限を上回る場合、全額補助していただくことはできませんか。	事業計画期間における事業計画を策定してください。
	3	補助上限額、補助率を教えてください。	本事業における補助上限額、補助率は以下になります。 <b>補助上限額</b> 従業員数5名以下：750万(1,000万) 従業員数6～20名：1,500万(2,000万) 従業員数21～50名：3,000万(4,000万) 従業員数51～100名：5,000万(6,500万) 従業員数101人以上：8,000万(1億) と従業員数ごとに異なります。 ※大幅な賃上げ特例を適用する場合、()内の値に補助上限額を引き上げます。 <b>補助率</b> 中小企業者1/2、小規模・再生事業者2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3。補助金額1,500万円を超える部分は1/3になります。 ※最低賃金引き上げ特例を適用する場合は、補助率を2/3に引き上げます。（小規模・再生事業者は除く。） 詳しくは公募要領をご確認ください。
	4	従業員数の定義を教えてください。	従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」を指します。
	5	1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の目標を達成できなかった場合、どうなりますか。	未達成率に応じて補助金の返還を求めます。ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。
	6	補助事業実施場所は日本にありますが、本社が海外にある場合でも補助対象者になりますか。	本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する事業者を対象とします。詳細は公募要領をご確認ください。
	7	人件費にはどんな経費が含まれますか。	人件費は、上記給与支給総額に加えて福利厚生費、法定福利費、退職金を含みます。 [含まれるもの] ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。） ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び恩給給与引当金繰入れ ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用 ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。
	8	従業員数にはアルバイトも含まれますか。	以下に該当しないアルバイトは含まれます。 ・日々雇い入れられる者 ・2か月以内の期間を定めて使用される者 ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 ・試みの使用期間中の者
	9	従業員数には契約社員も含まれますか。	以下に該当しない契約社員は含まれます。 ・日々雇い入れられる者 ・2か月以内の期間を定めて使用される者 ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 ・試みの使用期間中の者

分類	NO.	質問内容	回答
応募・交付申請	9	「補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる事業計画を策定し・・・」と記載があるが、年平均成長率の算出式はありますか。	労働生産性は以下のように定義するものとします。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとします。 $(\text{付加価値額}) = (\text{営業利益}) + (\text{人件費}) + (\text{減価償却費})$ $(\text{労働生産性}) = (\text{付加価値額}) \div (\text{従業員数})$ $(\text{労働生産性の年平均成長率}) = [ \{ (\text{事業化状況報告時の労働生産性}) \div (\text{交付申請時の労働生産性}) \} ^{\text{事業化状況報告回数}} - 1 ] \times 100\%$ ※初回の事業化状況報告時には本項目の報告は求めない。
	10	「補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において、1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率2.0%以上増加目標が達成できていない場合は、未達成率に応じて補助金の返還を求めます。」とありますが、この「事業計画終了時点」とは、いつのことを指していますか。	「事業計画終了時点」とは、3年の事業計画であれば3年後、5年の事業計画であれば5年後を指します。3年の事業計画の場合、3年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して約6.12%以上増加していれば良く、期中の年度で目標の増加率を達成していても、返還を求めません。
	11	事業場内最低賃金の「事業場」とは、具体的にどこを指すのですか。	応募申請書に記載された補助事業の実施場所となります。事業場内最低賃金とは、補助事業実施場所内で働く従業員に適用する時給額（月給制などの場合は時給換算した額）のうち最も低い額となります。また、地域別最低賃金とは、補助事業実施場所が所在する都道府県に適用される最低賃金となります。
	12	補助事業の実施場所は、採択されてから決めてもよいですか。	補助事業がスムーズに進まない恐れがありますので、実施場所は確定している状態で応募してください。また、採択後の交付申請時に実施場所を変更することは原則として認められていません。 ※応募申請時点で建設中の場合や土地(場所)のみを確保して建設予定である場合は対象外となります。 補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合、交付申請までに、不動産登記事項証明書により所有権が移転していることや賃貸借契約書等により使用権が明確であることが必要です。
	13	加点を希望する場合、どのような書類を提出すればよいですか。	提出書類につきましては追ってHPで公開いたします。
	14	賃金引き上げによる加点を受けたものの計画が未達となった場合、何かペナルティはありますか。	賃上げ加点について事業化状況報告において未達が報告された場合は、当該報告を受けてから18か月、中小企業庁が所管する補助金（本補助金を含む）への申請において大幅に減点します。
	15	機械装置・システム構築費の対象経費の区分として、「①もしくは②と一体で行う、改良又は据付けに要する経費」とありますが、「一体で行う」とは具体的にどういう意味ですか。	本補助金（今回応募する事業）で新たに購入、製作（構築）、借用した機械装置・システムの改良又は据付け（設置場所に固定等）で対象となることを意味します。既存の機械装置・システムの改良・修繕又は据付けに要する経費は対象外となります。
	16	採択を受けた補助事業が、補助事業実施期間内に完了することが難しくなったときは、どのように対応すればよいですか。	補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になったと認められる場合は、補助事業実施期間の延長が認められます。ただし、採択発表日から20ヶ月後の日までに実績報告を終える必要があります。具体的な期限延長の方法は追って御案内いたします。
	17	事業場内最低賃金の引き上げ目標が未達の場合、交付決定の取消や補助金の返還を求められることはありますか。	補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ目標が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年度で除した額の返還を求めます。ただし、付加価値額が増加しております。かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。
	18	収益納付が必要となるのはどのようなケースですか。	収益納付は求めません。
	19	常勤従業員の定義を教えてください。	常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づき「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これは、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。
	20	複数機の導入設備を補助対象として応募・交付申請を行う際、交付申請額が上限額を超えても申請は可能ですか。	申請いただくことは可能です。 なお、補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で交付決定されます。
	21	導入設備の支払い方法は現金ですか。銀行振込ですか。	支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。
	22	複数種類の導入設備の申請は可能ですか。	申請いただくことは可能です。 なお、補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で交付決定されます。
	23	応募申請の後、法人形態が変更となりました。この場合の手続きはどのようにすればよいですか。	補助事業実施期間内に大企業になった等の事情で補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、補助対象外となり、補助金の交付決定の取り消しや返還が必要ですが、補助事業実施期間終了後に補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、交付決定の取消はしません。
	24	応募申請の後、個人事業主が医療法人になった場合は、どのように手続きをすればよいですか。	補助事業終了後に個人事業主が医療法人になった場合は、財産処分扱いとなり、補助金額の一部を返還していただく必要があります。（補助事業終了前に医療法人になった場合は補助金は支払われません。）
	25	個人事業主として交付決定したあとに法人化した場合、本補助金の交付決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることはありますか。	債権の譲渡になりますので、事前に独立行政法人 中小企業基盤整備機構の承認を得る必要があり、事業毎に判断させていただきます。なお、事前承諾なしに実施した場合は交付決定取り消しとなり、補助金の返還が必要となります。
	26	1人当たり給与支給総額を算出するにあたって、効果報告時まで同一人の従業員がいなくなってしまう場合はどのように算出すればよいですか。	その場合は同一人で見ると必要はなく、給与支給総額を、各事業年度において全月分の給与等の支給を受けた従業員数で除して算出してください。中途採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けていない従業員については、全月分の給与等の支給を受けていない事業年度に限り、算定の対象から除く必要があります。なお、当該事業年度において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は、算定対象から除くことができます。
申請要件	1	大幅な賃上げに取り組みする場合、どのような賃上げが求められますか。	大幅な賃上げに取り組みする事業者は次の2つの要件を全て満たすことが求められます。 ①事業計画期間において給与支給総額を年平均成長率6.0%以上増加する。 ②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上とする。
	2	省力化指数とは何ですか。	補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合になります。 $(\text{省力化指数}) = [(\text{設備導入による削減時間}) - (\text{設備導入による増加時間})] \div (\text{設備導入による削減時間})$ で計算されます。本指数に用いる「設備導入による削減時間」には既存業務の削減時間を組み込むことが基本です。加えて、新規出店を行う場合は、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能です。
	3	基本要件を達成できなかった場合、補助金額が変更されることがありますか。	【公券要領 2-5 基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件】1人あたり給与支給総額：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において、1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率2.0%以上増加目標が達成できていない場合は、未達成率に応じて補助金の返還を求めます。 事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の増加目標が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年度で除した額の返還を求めます。
	4	「みなし法人」は、応募・交付申請することが可能ですか。	みなし法人は対象としていないので、通常の個人事業主としての扱いとなります。
	5	「みなし大企業」は、応募・交付申請することが可能ですか。	みなし大企業は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は公券要領を参照してください。
	6	医療法人は、応募・交付申請することが可能ですか。	医療法人は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は補助事業者公券要領を参照してください。
	7	海外企業や海外企業の子会社は、応募・交付申請することが可能ですか。	本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有するものに限りません。 詳細は公券要領を参照してください。
	8	個人事業主は補助対象事業者で申請可能ですか。	申請可能です。



分類	NO.	質問内容	回答
補助対象製品	1	既に所有する設備の更新をする場合、補助対象となりますか。	単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。
	2	現在使用している設備の部品交換は補助対象となりますか。	補助対象となる機械装置・システム構築費は ①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費 ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③①若しくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費 であり、部品単体の交換は補助金の対象外となります。
補助対象経費	1	交付決定前に発生した費用は補助対象となりますか。	交付決定前に発生した費用は補助対象外となります。
	2	省力化製品の設置・導入にかかる移動交通費・宿泊費は補助対象となりますか。	補助事業者自身の移動交通費・宿泊費は補助対象外となります。
	3	省力化製品の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。	導入設備の「設置」にかかる費用は「機械装置・システム構築費」運搬費に該当し、補助対象となります。詳細は公募要領をご参照ください。
	4	ソフトウェア単体で申請可能ですか。	事業者の個々の業務に応じて専用で設計されるような、オーダーメイド性のあるソフトウェア単体での申請は可能です。
	5	補助対象外となる導入経費は何ですか。	例えば交付決定前に発生した費用や省力化製品の試運転に伴う原材料費、光熱費等です。詳細は公募要領をご確認ください。
	6	本事業で開発した製品・サービス及びシステム構築に係るサイバーセキュリティ対策のため、ペネトレーションテスト（侵入テスト）を実施するための費用は対象経費となりますか。	対象となります。また、アプリケーションサーバ、ネットワークに脆弱性がないかを診断する脆弱性診断（セキュリティ診断）も対象となります。ただし、汎用性が高く、補助金の目的外使用となりうるウイルス対策用ソフトの購入費については補助対象外となります。
	7	設備を事業場に導入するために内装工事が必要です。内装工事にかかる費用は補助対象経費に含まれますか。	専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費と一体で行う、改良又は据付けに要する経費は対象となります。「据付け」とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの（設置場所に固定等）に限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含まれません。
	8	保険料は補助対象となりますか。	保険料は補助対象外です。
申請方法	1	GbizIDプライムとは何ですか。	GbizIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、ご利用いただけるデジタル庁の認証システムです。 GbizIDには、GbizIDプライム、GbizIDメンバー、GbizIDエントリーという3種類のアカウントがあり、本事業の中小企業等においては、そのうちGbizIDプライムをご登録いただく必要がございます。 GbizIDは、GbizIDのホームページ（ <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/index.html">https://gbiz-id.go.jp/top/index.html</a> ）から登録いただけます。よろしければ、ホームページに紹介動画が掲載されていますので、ご参照ください。
	2	GbizIDプライムの作成方法について教えてください。	GbizIDホームページ（ <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a> ）をご確認ください。
	3	実績報告の提出期限はありますか。	本事業を完了のうえ、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
	4	実績報告、効果報告の提出期限を過ぎた場合はどうなりますか。	期限までに実績報告、効果報告が提出されなかった場合、交付決定を取り消すことがあります。
	5	交付申請を検討している中小企業等です。交付申請の手続きは、どのように行えばいいですか。	申請の手続き詳細については今後HPでお知らせしますので、今しばらくお待ちください。 なお、本事業の申請は、GbizIDプライムアカウントを取得のうえ、電子申請システムにより申請いただけます。GbizIDプライムアカウントの発行には、一定期間を要しますので、お早めにご準備いただけますようお願いいたします。（参考）GbizIDについて <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a>
	6	事業計画を策定し向上させる労働生産性は、製品を導入する事業場内の労働生産性が対象ですか。	法人全体の労働生産性が対象です。
	7	専従者は従業員に該当しますか。	専従者は従業員に該当しません。
	8	労働生産性向上の事業計画を入力する際の「人件費、営業利益、減価償却費」等について、どの数値を入力すればいいですか。	労働生産性向上の事業計画の実績値は、直近の損益計算書の各項目に沿って入力してください。「販売費及び一般管理費」の詳細項目が記載されていない場合、別紙として「人件費、営業利益、減価償却費」等が明記された詳細項目を添付してください。
	9	不採択となった場合、再度申請を行うことは可能ですか。	不採択となった後、再度申請することは可能です。
	10	応募・交付申請時に必要な書類を教えてください。	申請の手続き詳細については今後HPでお知らせしますので、今しばらくお待ちください。
辞退・取り下げ	1	交付決定後に申請を取り下げることが可能ですか。	一度交付決定となった申請は、原則、取り下げることはできません。 ただし、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に中小機構に書面をもって申し出ることができます。
その他	1	GbizIDプライムのIDを忘れてしまいました。どうしたらいいですか。	GbizIDのホームページ（ <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/index.html">https://gbiz-id.go.jp/top/index.html</a> ）へお問合せください。
	2	GbizIDプライムのパスワードを忘れてしまいました。どうしたらいいですか。	申請マイページのログインページに「パスワードを忘れた方はこちら」というリンクがございます。リンク先のメッセージに従って操作を行ってください。
	3	GbizIDプライムをすでに取得していますが、本事業に申請するために、再度発行する必要がありますか。	再度の発行は不要です。GbizIDプライムは、同一の法人かつ同一の利用者の名義により、複数のアカウントの発行を行うことができます。
	4	補助金交付決定後に辞退を退することはできますか。	事務局に申請していただくことで、辞退は可能です。手続きについては今後HPでお知らせします。